

栄区囲碁普及会会則

第一条（名称及び事務局）

本会は、栄区囲碁普及会と称し、事務局を会長宅に置く。

第二条（目的）

囲碁を普及することにより、子供の成長と健康豊かな町づくりに協力し、囲碁文化の発展に寄与する。

第三条（事業）

前条の目的達成のために、囲碁教室の開設、栄こどもとおとなの囲碁大会、その他必要な事業及び活動を行なう。

第四条（会員）

本会は第二条の目的に賛同する会員で組織する。

（入会）

会員として入会しようとする場合は、入会申込書に主たる活動拠点を明記の上本会に提出し、会長の承認を得るものとする。

（休会）

会員は、本会の活動を3ヶ月以上継続的にできない場合は休会届を提出する。

（退会）

会員は、退会届を本会に提出し、任意に退会することが出来る。

会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- 1) 本人が死亡した時。
- 2) 休会届を提出することなく、本会の活動を1年以上していない時。
- 3) 休会の期間は、2年間とする。

（除名）

以下に該当する行為があったときは幹事会の2/3以上の議決により当該会員を除名することが出来る。

- 1) 本会の名誉を傷つける、または本会の目的に反する行為のあったとき。

（弔慰金）

会員が死亡した場合、遺族に対して弔慰金5,000円を原則、教室チーフが届けることとする。

第五条（財務）

本会は会の事業及び寄付金・補助金等により運営する。

会員の会費は無料とする。

第六条（総会）

- 1) 総会は本会の最高決議機関として年1回開催し、事業計画、活動・会計報告、役員を選出等を行う。但し、会長は必要に応じ、臨時に総会を招集することが出来る。
- 2) 総会は一般会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席会員の過半数で議決する。

第七条（会長）

- 1) 会長は本会を代表し、本会の事務を統括する。
- 2) 会長は、総会に於いて会員から選出する。
- 3) 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、連続しての再任は3期までとする。

第八条（役員）

次の役員を総会に於いて選出する。任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 1) 副会長 若干名
- 2) 幹事 20名以内
- 3) 会計 1名
- 4) 会計監査 1名

第九条（役員の仕事）

- 1) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時はその仕事を代行する。
- 2) 幹事は事業の企画及び運営を行なう。
- 3) 会計は第五条の財務を担当し、会計報告書を作成し、総会に報告する。
- 4) 会計監査は経理を監査し、総会に報告する。

第十条（幹事会）

- 1) 本会の事業の執行機関として幹事会を置く。
- 2) 幹事会は会長、副会長、幹事、会計により構成する。
- 3) 原則として2ヶ月に一度開催する。

第十一条（正副会長会議）

- 1) 執行业務の進捗状況確認、提言、各事業責任者間の調整等を行う。
- 2) 会長、副会長、会計係、副会長補佐、により構成する。
- 3) 原則として1か月に一度開催する。

第十二条（会計年度）

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第十三条（名誉会長及び顧問）

名誉会長及び顧問を置くことができる。

付則 本会則は令和4年5月21日の総会の承認によって同日から施行する。

改定

平成14年10月5日改定
平成15年10月5日改定
平成16年10月2日改定
平成21年11月7日改定
平成22年10月2日改定
平成26年5月10日改定
平成27年5月16日改定
平成28年5月14日改定
平成29年11月11日改定
平成30年1月13日改定
平成30年5月19日改定
令和4年5月21日改定